

指定校変更及び区域外就学の許可基準

指定校変更及び区域外就学は、下記の基準に該当し、学校運営上または施設の受け入れ状況等から判断し、特に支障がないと認められる場合に許可しています。

	許 可 基 準	必要書類等												
地理的理由	①指定校までの通学距離(直線距離)が、小学校で1km、中学校で1.5km以上ある場合	地図等で位置関係を確認												
身体的理由	②身体的障害のため、希望校への就学が適当と認められる場合。	事情聴取により判断												
	③特別支援学級に通級するため、その通級学級が設置されている学校へ入学を希望する場合。	就学相談担当に確認												
いじめ・不登校等 教育的配慮	④いじめ、不登校等のため、指定校以外の学校への入学・転校を希望する場合。	学校長の意見書、詳細な経過書												
	⑤指定校変更または区域外就学を認められている児童(小学生)が性格的問題から同級生と同じ学校への入学を希望する場合。ただし在籍小学校を母体校とする中学校に限る。	学校長の意見書												
	⑥性格的問題等から、転校することが本人にとって大きな負担になると認められる場合。	学校長の意見書(区域外就学のみ)												
家庭の事情	⑦共働きのため、児童(小学生)が親の勤務先、または親の実家等に下校するので、その下校先の近くの小学校へ入学を希望する場合。 ※預け先の通学区域小学校への変更を原則とする。	・父母の勤務証明書(自営業の場合は、店舗所有証明書や営業許可書等) ・実家等からの児童を預かる旨の証明書												
	⑧事情により指定校から離れた学童クラブを利用するため、その近くの小学校へ入学を希望する場合。 ※学童クラブの所在地の通学区域小学校への変更を原則とする。	学童クラブ利用承認通知書												
調整区域	<p>⑨住所が調整区域に該当している場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">該 当 住 所</th> <th style="width: 30%;">指 定 校</th> <th style="width: 40%;">変 更 可 能 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>向島五丁目 48-50 番</td> <td>第一寺島小</td> <td>言 問 小</td> </tr> <tr> <td>京島二丁目 14・15・20-27 番 文花三丁目 1 番</td> <td>第四香焼小</td> <td>押 上 小</td> </tr> <tr> <td>八広四丁目 48-51 番 八広六丁目 53-59 番 東墨田全域</td> <td>八 広 小</td> <td>第三香焼小 中 川 小</td> </tr> </tbody> </table>	該 当 住 所	指 定 校	変 更 可 能 校	向島五丁目 48-50 番	第一寺島小	言 問 小	京島二丁目 14・15・20-27 番 文花三丁目 1 番	第四香焼小	押 上 小	八広四丁目 48-51 番 八広六丁目 53-59 番 東墨田全域	八 広 小	第三香焼小 中 川 小	平成 15 年 4 月以降の入学者より適用する。
該 当 住 所	指 定 校	変 更 可 能 校												
向島五丁目 48-50 番	第一寺島小	言 問 小												
京島二丁目 14・15・20-27 番 文花三丁目 1 番	第四香焼小	押 上 小												
八広四丁目 48-51 番 八広六丁目 53-59 番 東墨田全域	八 広 小	第三香焼小 中 川 小												
その他	⑩転居予定のため、あらかじめ転入先の通学区域校へ入学を希望する場合。 ただし、入学から 9ヶ月以内に転居する場合のみ。	家の売買(賃貸)契約書(所在地・入居可能日が確認できるもの)												
	⑪兄弟姉妹が学校選択や指定校変更(区域外就学)許可により通学している学校への入学を希望する場合。(すでに先に入学している兄弟姉妹の在学学校へ変更を原則とする。)													
	⑫転居により学区が変わったが、一定の期間だけ元の学校に在学を希望する場合。													
	⑬母子家庭等で、転校による経済的負担が大きいと認められる場合。													
	⑭事情があつて学区外に住居登録があるが、実際は学区内に居住している場合。	実際の居住地を確認できる書類												
⑮児童または保護者が外国籍で、会話や日本語の理解力に不安があるため、言葉の面で援助が得られる環境がある学校への入学を希望する場合。														

小学校転入学手続き

教育委員会事務局 学務課 学事係 窓口:06-02 電話:03-3647-9174 FAX:03-3647-9053
最終更新日:2012年01月24日 08時31分

(1)江東区内で転居する場合

○通学区域内での転居

・在籍校に住所を変更した旨をご連絡ください。

○通学区域外への転居

・住民票の異動手続き時に、学齢のお子さまがいる場合には、通学区域により指定する学校への転入学通知書が交付されます。在籍していた学校に申し出て転校に必要な書類(在学証明書・教科書給与証明書)を受け取り転入学通知書と合わせて転入学(転校)する学校へご提出ください。

・転居後も在籍していた学校に引き続き通学を希望する場合は、教育委員会での「指定校変更申請の手続き」が必要となります。

(2)他の区市町村から江東区へ転入する場合

○江東区の学校へ転入学(転校)するとき

・住民票の異動手続き時に、学齢のお子さまがいる場合には、通学区域により指定する学校への転入学通知書が交付されます。在籍していた学校に申し出て、転校に必要な書類(在学証明書・教科書給与証明書)を受け取り転入学通知書と合わせて転入学(転校)する学校へご提出ください。

○転入後も現在通学している学校へ引き続き通学するとき

・国立や私立の学校へ通学中の方は、住民票の異動(転入)手続き時にその旨をお伝えください。
・他の区市町村立学校へ通学中の方は、住民票の異動(転入)手続き時にその旨をお伝えください。
この場合、引き続き通学する学校を所管する教育委員会での手続きが必要となります。

※ 学校選択制度で学校選択できるのは、新1年生の入学時(区内在住の方で、学校選択希望票を提出期限までに提出できる方が対象)の1回のみです。

新1年生以外の学年で江東区へ転入してきた方については、学校選択の対象となりませんので、住民登録地の通学区域の学校(=指定校)への転入学となります。

(3)江東区から他の区市町村へ転出する場合

○転出する区市町村立の学校へ転入学(転校)するとき

・現在通学中の学校に申し出て、転校に必要な書類(在学証明書・教科書給与証明書)の交付を受け、転出先の区市町村で転入学通知書の交付・指示を受けてください。

○転出後も現在通学している江東区立学校へ引き続き通学を希望するとき

・江東区教育委員会での「区域外就学申請の手続き」が必要となります。

(4)海外から江東区に転入する場合

○日本国籍を有する児童・生徒

・住民票の登録(入国)手続き時に、学齢のお子さまがいる場合には、通学区域により指定する学校への転入学通知書が交付されます。編入学する学校へご提出ください。

・入国後、既住民登録地に戻ってきた場合など、転入学通知書(編入学)の交付が受けられない場合は、お子さまのパスポートと印鑑を持参のうえ、教育委員会へお越しください。

○外国籍の方で入国後、区立学校への入学を希望するとき

・入国後、お子さまのパスポートと外国人登録証等を持参の上、教育委員会での入学申請を行ってください。

※ 学校選択制度で学校選択できるのは、新1年生の入学時(区内在住の方で、学校選択希望票を提出期限までに提出できる方が対象)の1回のみです。

新1年生以外の学年で江東区へ転入してきた方については、学校選択の対象となりませんので、住民登録地の通学区域の学校(=指定校)への編入学となります。

(5)江東区から海外へ出国する場合

児童生徒の国籍を問わず海外へ出国(長期滞在)する場合は、原則として「退学」となりますので、渡航先、海外滞在予定の期間、渡航先での教育機関等を在籍の学校へ届け出てください。

(6)区立学校在籍中の外国人の方が住所変更する場合

同ページに記載した内容に準じた諸手続きが必要となりますので、外国人登録地の異動の際には、教育委員会までご連絡ください。

●指定校変更・区域外就学申請の手続き

1.転居時の指定校変更申請

江東区内で通学区域外へ転居したが、今まで通学していた学校へ引き続き就学を希望する場合には、その旨を学校にご相談ください。学校長の承認を受けると学校長の発行する指定校変更の意見書が交付されます。意見書の交付を受けた後、すみやかに教育委員会への申請手続きを行ってください。申請すべてが認められるとは限りませんのであらかじめご了承ください。詳細につきましては学務課学事係までお問い合わせください。

○申請に必要なもの

- ・江東区教育委員会が発行した転入学通知書(転居先の指定校)
- ・入学希望校(就学の継続を希望する学校等)の校長が発行した意見書
- ・印鑑

(転居時の受け付けは事由発生後、随時受け付けています。)

2.転出時の区域外就学申請

江東区外への転出により、他の区市町村に住居登録をする方が、引き続き江東区立学校への就学を希望する場合には、その旨を学校にご相談ください。学校長の承認を受けると学校長の発行する区域外就学の意見書が交付されます。意見書の交付を受けた後、すみやかに教育委員会への申請手続きを行ってください。申請すべてが認められるとは限りませんのであらかじめご了承ください。詳細につきましては学務課学事係までお問い合わせください。

○申請に必要なもの

- ・住所地の住民票1通(世帯全員・続柄記載のもの)
- ・入学希望校(就学の継続を希望する学校等)の校長が発行した意見書
- ・印鑑

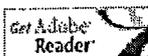
(転出時の受け付けは事由発生後、随時受け付けています。)

○指定校変更・区域外就学基準表

指定校変更・区域外就学基準表につきましては、下記のPDFファイルをご覧ください。

関連ドキュメント

[指定校変更・区域外就学基準表\(13.7 KB\)](#)



PDF書類をご覧いただくにはAdobe Readerが必要です。

左のアイコンをクリックし無料配布されているAdobe Readerをダウンロード、インストールしてください。

関連ページ

[区立小学校の児童数・学級数](#)

[区立小学校の通学区域](#)

関連施設

[区立小学校](#)

指定校変更・区域外就学基準表

平成23年6月13日現在
江東区教育委員会

1 承認基準

番号	条 件
1	転居後も引き続き在籍校を希望するとき
2	児童が下校後、保護者の共働き等の理由によって保護者以外の者に預けられているとき
3	児童が下校後、学童クラブに入会しているとき
4	児童が下校後、自宅以外の保護者の営む事業所にいるとき
5	近い将来転入することが明白であり、変更を認めることに合理的理由があると認められるとき
6	児童・生徒の身体的理由により、変更の必要性があると認められるとき
7	学校統廃合を理由とするとき
8	調整区域を理由とするとき
9	その他、教育委員会が教育的配慮により、変更の必要性があると認めるとき
<p>※ ただし、人口増等の事由により、児童・生徒の学校への受入れが困難な地域については、上記承認基準のうち2・3・4・7番を除くものとし、当該学校毎に承認を判断することとする</p>	

2 注意事項

- 事前に受入れ校の学校長の承諾を得、意見書を提出させる
ただし、8の場合は意見書を不要とする
- 区域外就学については、合理的な交通機関を利用し通学可能であること
- 申請書の理由の欄に以下の内容を明記させる
 - 番号 2・・・預かる人の氏名及び住所
 - 3・・・学童クラブの名称及び住所
 - 4・・・事業所名及び住所
 - 5・・・転入先住所及び転居予定日
(売買契約書等を添付させることができる)
 - 6・・・身体的理由
 - 9・・・具体的理由

指定校変更の許可基準について

手続きは学務課学事係となります。
詳細についてはお尋ねください。

基準番号	許可基準	添付書類	留意事項
1	指定校への通学が、距離・時間・通学上の安全確保等の観点から支障があると認められる場合	-	-
2	おおむね1年以内に品川区内で転居が確定していて、予め転居先の指定校に通学させることが望ましいと判断される場合	転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等	-
3	保護者の就労等の理由により下校時または登校前にやむを得ず児童を近親者等に預けざるを得ない場合 ※小学生に限る	近親者等の預かり同意書、 保護者の就労、営業等状況を確認できるもの 親族関係が証明できる証明書 (戸籍・住民票等)	近親者等とは親族関係があるものに限る
4	慢性疾患等で長期間、定期的に通院治療を必要としかつ、診療時間の関係により、病院の最寄の学校へ通学する必要があると認められる場合	診察券、診断書等	自宅、学校、病院の距離・地理関係について確認が必要
5	その他教育委員会が特に必要と認めた場合	状況に応じて適時提出	客観的判断による

※ 学校の状況によっては、希望校への受入れが出来ない場合があります。

※ 必要に応じて、記載以外の書類を提出していただく場合があります。

お問い合わせ
学務課 電話:03-5742-6828

[ページの先頭へ戻る](#)

[個人情報のお取扱について](#) | [このホームページについて](#) | [サイトマップ](#)

Copyright © Shinagawa City. All rights reserved.

暮らしをめぐること

[楽しむ・参加する](#)
[もらう・利用する](#)
[みる・きく・行ってみる](#)
[悩んでいる](#)
[学ぶ](#)
[助ける・あげる](#)

[くらしのガイド](#)
[イベント情報](#)
[施設案内](#)
[オンライン窓口](#)
[エリアナビ](#)
[行政情報](#)

[現在のページ](#)
[トップページ](#)
[くらしのガイド](#)
[学校・教育・生涯学習](#)
[入学・転校](#)
[指定校変更制度](#)

指定校変更及び区域外就学

更新日: 2011年8月15日

区では、目黒区立学校通学区域に関する規則第2条により学齢児童・生徒の就学校を指定していますが、申請があった場合には、保護者様からの申立てにより学校を変更できる場合があります。

申請方法

指定校変更を希望する方は「指定校変更申請書」、区域外就学を希望する方は「区域外就学申請書」を学校運営課窓口で記入していただきます。

許可にあたっては、理由を詳しく伺った上で、下記基準に照らして判断いたします。しかし、申立理由、学校の状況等によっては、希望校への受入れができない場合があります。

なお、申請・相談は随時受け付けておりますが、新一年入学時の申請は、就学通知書発送後の1月中旬以降になります。

承認基準及び必要書類等

番号	承認基準	必要書類等	備考
1	現在、通っている学区域外に転居または、転出した場合、転居転出後の指定校に通うことがその児童生徒にとって著しい環境変化となり学校生活に支障をきたすため、今までどおりの学校に通うほうが良いと認められる場合。	・入学指定通知書もしくは住民票	在籍校長との面談が必要

入学・転校

[区立学校学区域隣接学校希望入学制度](#)
[区立小・中学校の入学](#)

▶ [入学・転校一覧へ](#)

よくあるご質問

[隣接中学校希望入学制度について](#)
[隣接小学校希望入学制度について](#)
[小学校・中学校の就学について](#)

▶ [よくあるご質問 学校・教育・生涯学習に関するよくあるご質問一覧へ](#)

行政情報

[子どもの権利擁護委員制度「めぐろはあとねっと」](#)
[八雲中央図書館の夏季の臨時開館](#)

2	住居の建て替え等により、現在通っている学校の学区域外の地域に一時的に引越し、短期間で再度、同学区域内に戻れることがあきらかな場合。	・建築確認書の写し等	在籍 校長との面談が必要
3	相当期間のうちに転居転入して行くことが明らかな場合にその転居転入予定先の指定校に就学希望の場合。	・入学指定通知書もしくは住民票 ・転居・転入予定を証明するもの（住宅の賃貸借契約書、建築確認書の写し等）	
4	保護者の仕事の関係で、児童の帰宅時に保護者が自宅に常時不在の状況にあるため、放課後の面倒を見てくれる預かり先が学区域外にある場合。（小学校3年生まで。中学生は、対象外）	・入学指定通知書もしくは住民票 ・両親（一人親の場合は父または母）の勤務証明書 ・預かる者の同意書	
5	保護者が指定校の教職員として在籍している場合。	・入学指定通知書もしくは住民票 ・保護者の勤務証明書	
6	兄弟姉妹の就学している学校に就学を希望する場合。	・入学指定通知書もしくは住民票	
7	児童・生徒の身体的な理由で、指定校以外に変更すべきだと認められる場合。	・入学指定通知書もしくは住民票 ・医師の診断書	
8	別表に掲げる調整区域に居住している場合。	・入学指定通知書	

青少年プラザの宿泊利用を休止いたします。

▶ 行政情報 学校・教育・生涯学習 一覧へ

9	上記以外で、児童生徒に対して特に教育的な配慮をすることが必要であると認められる場合。	・個別に相談に応じます
---	--	-------------

調整区域一覧(別表)

小学校調整区域一覧

区域	指定校	変更可能な学校
目黒区大橋二丁目1番・2番・5番から10番	菅刈小学校	駒場小学校
目黒区大橋二丁目24番	東山小学校	菅刈小学校
目黒区中目黒二丁目2番	中目黒小学校	田道小学校
目黒区目黒本町四丁目19番	月光原小学校	碑小学校
目黒区碑文谷五丁目全域	鷹番小学校	大岡山小学校
目黒区柿の木坂一丁目4番から7番	八雲小学校	大岡山小学校

中学校調整区域一覧

区域	指定校	変更可能な学校
目黒区大橋二丁目24番	東山中学校	第一中学校
目黒区上目黒一丁目1番・6番から15番	第一中学校	目黒中央中学校
目黒区下目黒四丁目全域	第四中学校	第三中学校
目黒区碑文谷五丁目全域	目黒中央中学校	第八中学校
目黒区大岡山一丁目1番から28番・32番	第八中学校	第十一中学校
目黒区柿の木坂一丁目4番から7番	第十中学校	第八中学校

お問合せ

このページは
学校運営課が担当しています。

所在地 〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03-5722-9304

ファックス 03-5722-9333

生活情報

よくある手続き

施設案内・予約

区政情報

よくある質問

現在のページ [大田区ホームページ](#) ▶ [生活情報](#) ▶ [子ども・教育](#) ▶ [小中学校](#) ▶ [就学\(入学、転校等\)](#) ▶ [入学](#) ▶ [指定校以外の大田区立学校への入学を希望する方](#)

指定校以外の大田区立学校への入学を希望する方

更新日: 2011年12月1日

大田区は、「家庭、学校、地域」が一体となって地域の子どもを見守り、育てるため、地域に根ざした学校づくりを目標とし、お住まいの住所地(注釈1)によって学校を定める指定校制度を採用しています。したがって、学校選択制ではありません。

(注釈1)「お住まいの住所地」とは、単に住民登録している住所ではなく、入学するお子さんが実際に生活をしている住所を指します。

ただし、指定校以外の学校を希望する相当の理由がある場合は、指定校変更申請を行うことができます。具体的な変更理由については、下記リンク先をご覧ください。

[指定校変更申請審査基準\(新入学時\)\(PDF:256KB\)](#)

正当な理由があっても、学校施設の収容規模などによって受入れが困難な場合は、指定校変更を許可できないことがあります。また、指定校変更希望者が受入れ枠を超えた場合には、抽選によって入学者を決定することがあります。

住所を偽って就学通知書や指定校変更許可を受けると、不正な手続きにより就学した事実が判明した場合は、入学後であっても転校していただくことがあります。

平成24年度新入学にあたっての指定校変更制限校については、下記リンク先をご覧ください。

[平成24年度指定校変更制限について\(平成23年12月1日掲載\)\(PDF:80KB\)](#)

指定校変更の申請受付

新1年生の指定校変更の申請は、就学通知書を持参のうえ大田区役所本庁舎にお越しください。申請は入学式前日まで受け付けますが、入学者を抽選で決定することになる場合は、事務手続き上の理由から、平成24年1月20日までに指定校変更申請した方を抽選の対象とします。

平成24年度新1年生指定校変更申請受付

受付日: 1月7日(土曜日)、8日(日曜日)、10日(火曜日)

受付時間: 午前9時から午後3時まで

受付会場: 大田区役所本庁舎1階(10日のみ2階の会議室で受け付けます。)

持ち物: 就学通知書、指定校変更申請書

昨年度は土曜日に約900人、日曜日に約500人の方の申請を受け付けました。本年度も大変な混雑が予想されます。1時間ほどお待ちいただくこともございます。予めご了承ください。

<指定校変更申請書>

下の書類名をクリックしていただくことによりダウンロードできます。

印刷してご記入のうえ、当日、会場へお持ちください。

なお、申請書は会場にも用意しています。

[保護者様へ\(指定校変更申請の前に必ずお読みください。\)\(PDF:155KB\)](#)

[指定校変更申請書\(PDF:139KB\)](#)

[指定校変更申請書\(記入例\)\(PDF:173KB\)](#)

<就学通知書を紛失した方>

下記リンク先をご覧ください。

[→就学通知書、就学時健康診断通知書を紛失してしまったら](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Reader(旧Adobe Acrobat Reader)が必要です。

お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Readerのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

学務課

学事係

電話: 03-5744-1429

FAX: 03-5744-1536

入学

[入学までの流れ\(小学校\)](#)

[入学までの流れ\(中学校\)](#)

[就学時健康診断について](#)

[就学通知書について](#)

[外国籍で大田区立小中学校への入学を希望する](#)

[転入、転居、転出予定がある](#)

[指定校以外の大田区立学校への入学を希望する方](#)

[国立、都立、私立の小中学校へ入学する](#)

[他区市町村立の学校への入学を希望する](#)

[心身に障害のある方、発達の違いが心配なお子さんの就学について](#)

[インターナショナルスクール等への入学について](#)

[新1年生保護者説明会について](#)

[就学通知書、就学時健康診断通知書を紛失してしまったら](#)

関連情報

[乳幼児事故予防パネル展示会](#)

[乳幼児の救急蘇生法講習会](#)

[児童館子育て講座2期](#)

指定校変更申請審査基準（新入学時）

- ・ 許可は学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提とします。問題がある場合は、次の事由に該当しても不許可とすることがあります。
- ・ 指定校変更希望者が受入れ枠を超えた場合には、抽せんによって入学者を決定することがあります。

事由	判断基準（具体例）	必要書類等
地理的・身体的事由	① 距離的に最も近い学校を希望する場合。 ② 定期的な通院治療を要する疾病があり、希望校への通学が治療にとって望ましいと認められる場合。	○ 診断書 ○ 身体障害者手帳
兄弟姉妹関係・家庭事情	① 兄弟姉妹関係 本人の兄弟姉妹が既に希望校に在学している場合。 ② 下校後の保護先（小学生のみ） 保護者の就労状況等により、登校前及び下校後の保護に欠ける状態にあり、希望校の近くに保護先が確保されている場合。	○ 保護者の就労と下校後の保護を証明する書類 書類：両親分の「勤務証明書」と「保護証明書」（保護先が学童保育の場合）は「大田区学童保育利用申請状況確認票」)
転居	① 転居予定 就学期日から1年以内に、希望校学区内への確実な転居条件が整っている場合。	○ 賃貸借契約書・不動産売買契約書等の転居先が確認できる書類
性格・友人関係	① 児童・生徒の性格に特に配慮を要する場合。	
その他	教育委員会が真にやむを得ない特段の事情があると認めた場合。	

現在の位置: 区のトップページ > 子ども・教育のトップページ > 学ぶ > 区立小・中学校

関連情報

城山こどもまつりを開催しました(梅丘地区)

わくわくおやこひろばのお知らせ

粕谷児童館「小児科医 井手先生のお話」

乳幼児プールであそぼう!(代田南児童館)

松沢児童館 おばけやしき〜ミステリーランド〜

玉川台図書館 8月赤ちゃんおはなし会

その他のお知らせ

小田急ムック成城園に関する調査結果について

学校給食の安全について(牛乳の放射性物質6月検査)

区立保育園で提供する牛乳の放射能検査 23年11月実施

給食の放射性物質検査について(平成24年2~3月)

区立保育園で提供する牛乳の放射能検査 24年2月実施

“カブトムシおじさん、がやって来ました(松原地区)

指定校変更許可基準

最終更新日: 2010年10月30日

～指定校変更の許可基準～

指定校変更は、学校運営上または施設の受け入れ状況等から判断し、特に支障がないと認められる場合において、下記の事由に該当するときは許可しています。(指定校変更・区域外就学の制限がある学校は除く)

＜注意事項＞

1. 指定校変更による児童・生徒の通学は、原則として徒歩とします。
2. 小学校における指定校変更は、中学校を変更するときの理由にはなりません。

→指定校変更・区域外就学の制限がある学校

■指定校変更許可基準の内容

区分	事由	添付書類等
(1)身体的理由	(1)疾病または身体的理由により、指定校への通学には過重な負担を伴う場合	左の理由を確認できるもの
(1)身体的理由	(2)長期的、定期的に通院加療を必要とし、かつ診療時間の関係により、病院の最寄りの学校へ通学する必要があると認められる場合	左の理由を確認できるもの
(2)通学の安全・安心への配慮	登下校の安全・安心の確保について、個別に懸念される理由により、指定校以外の学校を希望する場合	
(3)転居後の継続通学	転居後、引き続き転居前の学校に就学を希望する場合	
(4)転居予定	住宅の購入・改築等により、おおむね1年以内に転居予定地に居住することが確実なため、あらかじめ転居予定地を通学区域とする学校を希望する場合	賃貸借契約書の写し 又は売買契約書の写し
(5)居所	世田谷区に居住しているが、住民基本台帳はその居住地以外の住所地に登録されている場合	賃貸借契約書の写し等 居住が確認できる書類
(6)兄弟関係	本人の兄弟が指定校変更を認められて現に在学しており、同じ学校を希望する場合	
(7)放課後の預かり先に伴う配慮	放課後、保護者の親族または友人に児童を預け、または保護者が勤務する施設で過ごさせるため、その所在地を通学区域とする学校を希望する場合 ※小学生を対象とする	預かる者の承諾書等及び就労等の状況を証明するもの

(8)友人関係	保育園・幼稚園・小学校等の友人関係で、特に配慮を要する場合。ただし、指定校から隣接する学校に限る。	
(9)部活動	指定校に希望する部がないなど、部活動に特別に配慮を要する個別具体的な理由により、その部がある中学校を希望する場合※中学生を対象とする	
(10)その他の特別な事情	特別な事情があると教育委員会が認めた場合	

※このほかの書類の提出をしていただく場合もあります。

※「(7)放課後の預かり先に伴う配慮」の預かり承諾書(記入例)は、下記添付ファイルでご覧いただけます。

なお、就労等の状況を証明するものとして、学童クラブ入会申請書に添付する「就労(予定)証明書」の写しを代用することができます。

添付ファイルのダウンロード

[預かり承諾書\(記入例\)<PDFファイル50KB>](#)

[→添付ファイルの閲覧方法](#)

お問い合わせ先 学務課就学係

電話 03-5432-2683 ファクシミリ 03-5432-3029

[ページの先頭へ](#)

Copyright (C) 2006 Setagaya City. All rights reserved.

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所 電話:03-5432-1111(代表) ファクシミリ:03-5432-3001(広報広聴課)